

沿岸広域振興局長告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田町土地改良区（下閉伊郡山田町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年9月13日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

理事

佐々木 幹 夫 下閉伊郡山田町豊間根第6地割94番地3